

国民健康保険に加入している方へ 国民健康保険税に関するお知らせ

問い合わせ 保険年金課 (内線 266)

国民健康保険税納税通知書を送ります

発送日は7月13日(月) 納期限(第1期分)は7月31日(金)

忘れずに
納めましょう

課税限度額が 引き上げになります

国民健康保険税額を算出する際の世帯課税限度額が改正されました。

世帯課税 限度額	令和元年度 (改正前)	令和2年度 (改正後)
医療分	58万円	61万円
後期高齢者 支援分	19万円	19万円
介護分	16万円	16万円
合計	93万円	96万円

低所得者軽減が拡大しました

所得の合計が基準以下の世帯の均等割額について、軽減の基準額が下記のとおり改正され、軽減対象が拡大しました。なお、世帯に市民税が未申告の方がいると軽減の判定がされません。

- 5割軽減** 33万円+[28.5万円(改正前は28万円)×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計]
- 2割軽減** 33万円+[52万円(改正前は51万円)×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計]

国民健康保険の脱退 (資格喪失)の届出

新たに社会保険などに加入された場合は、国保をやめる手続きが必要となります。会社側では行いませんので、必ずご自身で届出してください。

国保をやめる脱退手続きは、保険年金課、美笹支所、戸田公園駅前出張所で届出できるほか、郵送でも可能です。

国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症により、

- ①主たる生計維持者が死亡
または重篤な傷病を負った世帯
- ②主たる生計維持者の事業収入などが前年の
当該事業収入などの10分の3以上減少した世帯

は国民健康保険税が減免となる場合があります。減免に関する詳しい基準や申請方法などは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 教育センター (434-5660)

市内小・中学校に特別支援学級の 設置を進めています



教育委員会では、多様な教育的ニーズに対応する学びの場を整えるため、市内の全小・中学校に特別支援学級を設置できるよう計画をしています。令和2年度は、新たに戸田南小学校に特別支援学級を設置しました。今後の計画は次のとおりです(○は令和2年度時点で設置している学級です)。

学校名	知的障害 特別支援学級	自閉症・情緒障害 特別支援学級	学校名	知的障害 特別支援学級	自閉症・情緒障害 特別支援学級
戸田第一小学校	○	○	新曾北小学校	○	○
戸田第二小学校	○	○	美女木小学校	○	○
新曾小学校	※1	○	芦原小学校		※3
美谷本小学校	※1	○	戸田中学校	○	○
笹目小学校	○	○	戸田東中学校		※2
戸田東小学校		※2	美笹中学校	○	○
戸田南小学校	○	○	喜沢中学校	○	○
喜沢小学校	○	○	新曾中学校		※1
笹目東小学校	○	○	笹目中学校	○	○

※1 開設準備は整っており、ニーズに応じて開設
 ※2 校舎の建て替えに合わせて、令和3年4月に開設予定
 ※3 教室不足が解消され次第、開設予定

上限5,000円分がもらえる



マイナポイントの申し込みが始まりました

問い合わせ 経営企画課 (内線 436)

「マイナポイント」 とは

マイナンバーカードを活用した消費活性化策として、キャッシュレス決済サービスへのチャージ・利用に応じて付与されるポイントです。1人当たり25%(上限5,000円)分のマイナポイントが国から付与されます。ポイントは9月~令和3年3月の間に付与される予定です。

どんな準備をすればいいの? ポイントを受け取るためには、以下の3つのSTEPが必要です。

STEP 1

マイナンバーカードの取得

- (1) オンラインまたは郵送で申請
※申請書をお持ちでない方は、運転免許証などの公的な本人確認書類をご持参の上、市役所2階市民課窓口、戸田公園駅前出張所、美笹支所のいずれかにお越しください
- (2) 送られてくる受取案内を市役所2階市民課窓口
持参してカードを受け取り
※申請から受取案内の発送までは1~2カ月かかります

STEP 2

マイナポイントの予約

パソコンやスマートフォンを使って、マイナンバーカードのICチップ内にID(マイキーID)を設定
※マイナポイント予約数か国の予算の上限に達した場合は、予約を締め切る可能性があります

詳しくはこちら



STEP 3

マイナポイントの申し込み

- (1) [7月~]キャッシュレス決済サービスの選択
- (2) [9月~]選択した決済サービスへのチャージまたはそれを利用した物品などの購入によるマイナポイントの受け取り

詳しくはこちら



マイナンバー制度全般に関する問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
午前9時30分~午後8時(土・日曜日、祝日は午前9時30分~午後5時30分)

大切に使う、大切に守る。わたしの情報、市の情報

令和元年度 情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

市が保有するさまざまな情報を、市民の皆さんの請求に応じて公開・開示する制度があります。

「情報公開制度(情報公開請求)」と「個人情報保護制度(自己情報開示請求)」の令和元年度の利用状況をお知らせします。

問い合わせ 庶務課 (内線 363)

令和元年度の利用状況

	全部公開	部分公開	非公開	情報不存在	取り下げ	合計(延べ件数)
情報公開制度決定件数	14	24	0	3	0	41
個人情報保護制度決定件数	7	17	0	3	1	28

※情報公開および自己情報開示に関する審査請求は、各1件でした

個人情報保護法の正しい理解を深めましょう

個人情報を提供することで、生活のさまざまなサービスが享受できますが、一方で、予期せぬ取り扱いがされてしまう可能性があります。個人情報保護法は、事業者が個人情報を収集する場合、その利用目的をできる限り特定しなければならないと定めています。個人情報を提供する際は、目的や利用方法を必ず確認しましょう。また、必要な個人情報の提供まで拒んでしまうという過剰な反応によりサービスが受けられないこともあります。法律の趣旨を正しく理解し、皆さんの個人情報を大切に使い、守りましょう。

どなたでも利用できる、市の情報拠点! 市政情報コーナーをご利用ください

市民の皆さんへの情報提供を行う場として、行政情報を1カ所にまとめた「市政情報コーナー」を本庁舎2階会計課前に設置しています。予算書や計画書、議会の会議録といった市の情報を知ることができる書籍や、『公民館だより』などの各公共施設の発行物、傍聴できる会議の日程、パブリック・コメント募集中の案件など、さまざまな市の情報を取得できます。お気軽にお立ち寄りください。



地球のために できること



地球温暖化対策に、 今できる 「COOL CHOICE」。

「クールチョイス」とは、国が推奨する「地球温暖化対策に資する『賢い選択』をしよう」という取り組みのことです。地球温暖化の要因である温室効果ガス削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択をするなどの「賢い選択」を行うことを推進しています。 **問い合わせ 環境課(内線377)**

「クールチョイス」の例として…

照明・省エネ

- 消灯・照明の間引き・照度調整
- LED照明や省エネ家電の導入
- 空調機器の設定温度の適正化

資源の有効利用・ ごみの削減^{※1}

- エコバックやマイボトルの持参
- 食品ロスの削減
- 用紙の削減、ペーパーレス化

移動

- エコドライブ
- 公共交通機関の利用
- エコカーの購入・カーシェアリング

ライフスタイル

- クールビズ
- クールシェア^{※2}
- 緑のカーテンの設置^{※3}

※1 ごみを燃やすと温室効果ガスのひとつである「二酸化炭素」が排出されます。ごみを減らすことで二酸化炭素排出量も削減できます

※2 「クールシェア」とは、涼しいところに集まり、みんなで涼しさを共有するという取り組みです。家のリビングに集まり、1台のエアコンを使うのもクールシェアです。なお、新型コロナウイルス感染予防のため、時々窓を開けるなどして換気に努めましょう

※3 直射日光による室内の温度上昇を和らげるほか、地面などから放出される放射熱が緩和され、体感的にも涼しくなります

「クールチョイス」は、

少しの心掛けで簡単に取り組むことができます！

皆さん一人ひとりの行動が

地球温暖化の抑制につながります。

ぜひ、この夏意識して取り組んでみてください！

市が環境のために やっていること

※各取り組みの詳細はお問い合わせください

環境配慮型システム等 設置費補助金

「太陽光発電システム」をはじめとした、環境への負荷が低い設備機器の導入費用に対して補助を行っています。

※要事前申請



問い合わせ 環境課(内線344)

電気自動車等導入費補助金

環境への負荷が低い「電気自動車」や「プラグインハイブリッド自動車」などの導入に対して補助を行っています。※要事前申請

問い合わせ 環境課(内線344)

環境出前講座

市内で環境活動を行っている市民が講師となり、地球温暖化対策などの身近な環境について学ぶことができる「環境出前講座」を開催しています。 **問い合わせ 環境課(内線344)**

保存樹木補助金

長い年月で大きく生長した「樹木」や、まとまった広さの「樹林」などを保存樹木に指定し、また、保存のための一助として補助を行っています。 **問い合わせ みどり公園課(内線319)**

建築物屋上等緑化・ 生け垣等設置奨励補助金

建築物の屋上や壁面の緑化、生け垣や緑化フェンスの設置、駐車場の緑化などを新たに行う場合に補助を行います。 **問い合わせ みどり公園課(内線319)**

とだグリーンウェイブ

植樹などを行い、生物多様性保全を考える世界共通のキャンペーンです。国内では、毎年3月1日～6月15日の期間で行動が呼び掛けられています。

問い合わせ みどり公園課(内線319)